により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、衛生検査技師法の一部を改正する法律（昭和45年法律第83号。以下「改正法」という。）の施行の際（昭和46年１月１日）現に改正法による改正前の衛生検査技師法（昭和33年法律第76号）第15条第１号の規定により指定されている学校において、３年以上、法第２条に規定する検査に必要な知識及び技能の修習を終えているもの又は当該学校において改正法の施行の際現に同項に規定する検査に必要な知識及び技能を修習中の者であって、改正法施行後にその修習を終えたもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）様式第５により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは臨床検査技師養成所又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの

イ　４の⑴に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証書の写し、卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　卒業証書の写し、卒業証明書又は卒業見込証明書

エ　４の⑶に該当する者（外国で医師免許又は歯科医師免許を受けた者を除く。）が提出する書類　医師免許証の写し又は歯科医師免許証の写し

オ　４の⑷のア、イ又はウに該当する者が提出する書類

㋐　卒業証書の写し、卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は獣医師免許証の写し、薬剤師免許証の写し

㋑　４の⑷本文に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑷ただし書に規定する科目を修めたことを証する書類

カ　４の⑷のエに該当する者が提出する書類

㋐　卒業証書の写し、卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　大学において４の⑷本文に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑷ただし書に規定する科目を修めたことを証する書類

㋒　４の⑷のエ本文に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑷のエただし書に規定する科目を修めたことを証する書類

キ　４の⑶に該当する者のうち、外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けた者又は４の⑷のオに該当する者が提出する書類　当該免許証の写し等当該規定に該当することを証する書類の写し及び訳文（公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。）

ク　４の⑸に該当する者が提出する書類　臨床検査技師国家試験受験資格認定書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

ケ　４の⑹に該当する者が提出する書類

㋐　修業証明書若しくは卒業証書の写し又は卒業証明書

㋑　教科課程を明らかにした書類

なお、４の⑴又は⑵に該当する者で修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、４の⑷に該当する者で卒業見込証明書又は当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出したものにあっては、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を、平成22年３月23日（火曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

また、４の⑴、⑵、⑷又は⑹に該当する者で卒業証書の写しを提出するものにあっては、地方厚生局又は地方厚生支局に卒業証書の原本を提示し、原本照合を受けること。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成21年12月21日（月曜日）から平成22年１月12日（火曜日）までに、試験地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留によるものとし、平成22年１月12日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、11,300円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は郵送により交付する。なお、平成22年２月18日（木曜日）までに受験票が到着しない場合は、受験に関する書類を提出した地方厚生局又は地方厚生支局に問い合わせること。

6　合格者の発表　試験の合格者は、平成22年３月31日（水曜日）午後２時に厚生労働省及び地方厚生局又は地方厚生支局にその受験地、受験番号を掲示して発表する。

7　手続及び問い合わせ先　試験に関する受験地毎の手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

地方厚生局又は地方厚生支局

受験地	所在地
北海道	北海道札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎　北海道厚生局　郵便番号060―0808　電話番号011（709）2311　ＦＡＸ番号011（709）2704
宮城県	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目１番20号　花京院スクエア　東北厚生局　郵便番号980－8426　電話番号022（716）7331　ＦＡＸ番号022（726）9267
東京都	埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越厚生局　郵便番号330－9713　電話番号048（740）0810　ＦＡＸ番号048（601）1326
愛知県	愛知県名古屋市東区白壁１丁目15番１号　名古屋合同庁舎第３号館　東海北陸厚生局　郵便番号461－0011　電話番号052（971）8831　ＦＡＸ番号052（971）8861
大阪府	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541－8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06（6946）1500
広島県	広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730－0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155
香川県	香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎　四国厚生支局　郵便番号760－0019　電話番号087（851）9565　ＦＡＸ番号087（822）6299
福岡県	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812－0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（474）2244
沖縄県	沖縄県那覇市樋川１丁目15番15号　那覇第１地方合同庁舎　九州厚生局沖縄分室　郵便番号900－0022　電話番号098（853）7350　ＦＡＸ番号098（853）4495

8　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年12月１日（火曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は試験地を管轄する地方厚生局若しくは地方厚生支局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。